

浜の活力再生プラン  
(第 2 期)

## 1 地域水産業再生委員会

|      |                        |
|------|------------------------|
| 組織名  | 志摩地域水産業再生委員会 ID1118017 |
| 代表者名 | 会長 田邊 善郎               |

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 再生委員会の構成員 | 三重外湾漁業協同組合、志摩市、海女振興協議会 |
| オブザーバー    | 三重県                    |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 対象となる地域の範囲及び<br>漁業の種類 | <p>【対象となる地域の範囲】</p> <p>志摩市（三重外湾漁業協同組合志摩支所管内）</p> <p>【漁業の種類】</p> <p>海女漁業（172 人）、中型まき網漁業（1 経営体）、大型定置網漁業（4 経営体）、小型定置網漁業（7 経営体）、刺し網漁業（127 経営体）、一本釣り漁業（97 経営体）、延縄漁業（27 経営体）、藻類養殖業（176 経営体）、貝類養殖業（4 経営体）</p> <p>※平成 31 年 3 月時点の正組合員数（漁業種類による重複無し・主とする漁業種類を記載）</p> |
|-----------------------|---|

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

|   |
|---|
| <p>志摩地域の外海域では、イセエビ、トラフグ、アワビをはじめとした豊かな水産資源を対象とした、一本釣り、刺し網、定置網、まき網、延縄、海女漁業等の沿岸漁業が、内湾である英虞湾や的矢湾では、アオノリ（ヒトエグサ）、真珠、カキ等の養殖業が営まれている。平成 30 年の代表的な魚種別の生産量は、アワビ類 34t、イセエビ 124t、トラフグ 13t、ブリ類 1,381t、サバ類 1,233t、アオノリ 243t、となっており、アオノリ養殖については、全国生産量の 4 割を占めている。しかし、漁獲量や魚価の低迷により、漁業生産は、平成 19 年の 51 億円（10,623t）をピークに、平成 30 年には 37 億円（5,741t）にまで減少している。また、平成 30 年の漁業経営体数は 799 経営体となっており、漁業者の高齢化及び後継者不足が課題となっている。</p> <p>三重外湾漁業協同組合は、三重県、志摩市、企業等と連携し、小学生を対象とした漁業体験教室の開催等、水産業に係る学習機会の拡大に努めるほか、観光業等との異業種間連携によるイセエビ刺し網オーナー制度事業を実施する等、後継者確保及び所得向上を図る取組を推進している。</p> <p>また、志摩市では、販売力を強化するとともに、情報発信による観光客等の誘致を促進し、地</p> |
|---|

域経済の活性化を図ることを目的に、優れた地域資源を「志摩ブランド」として認定しており、水産物に関しては、アカモク等の海藻を使った加工品、カキやアコヤガイ貝柱を使った商品等、計 11 商品が認定されている。

(2) その他の関連する現状等

海女漁業の振興による地域活性化を図るため、平成 24 年に県内で「海女振興協議会」が設立されるとともに、平成 25 年には文化財保護団体として「海女保存会」が全国組織として設立され、海女文化の振興・保存に関する取組が行われるようになった。こうした中、平成 26 年に「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」が県の無形民俗文化財に、平成 29 年に「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が国の重要無形民俗文化財に指定された。また、平成 29 年には「鳥羽・志摩地域の海女漁業と真珠養殖業」が日本農業遺産に、令和元年には「海女（Ama）に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち」が日本遺産に認定されるなど、地域の水産業への注目が高まっている。

志摩地域では、平成 25 年の伊勢神宮式年遷宮を契機として宿泊客が増加するとともに、平成 28 年には志摩市で「伊勢志摩サミット」が開催されたことから、地元水産物を発信する絶好の機会を得ている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

|  |
|--|
|  |
|--|

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

**1 効果的な種苗放流の推進**

漁業者及び漁協は、水産資源の維持・増大による収入向上を図るため、県や市等と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流を行う。また、クルマエビの夜間放流、小型イセエビの再放流、アワビ種苗の中間育成等の放流効果を高める取組を推進する。

**2 資源管理型漁業の推進**

漁業者は、海女漁業、刺し網漁業、定置網漁業、中型まき網漁業で策定した資源管理計画に基づき、漁獲物規制、操業区域規制、定期休漁等の資源管理を実施するとともに、自主的な漁業管理の推進に取り組む。また、県水産研究所が実施する資源評価に対して協力する。

**3 漁場環境の改善**

漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成、築磯造成、魚礁設置、干潟保全等に積極的に協力するとともに、藻場再生のための食害生物の除去や漁場清掃等に取り組むことで、漁場環境の改善を推進する。また、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査を検討するとともに、採藻の漁業管理への活用を推進する。

**4 漁獲物の品質向上及び未利用・低利用資源の活用**

漁業者及び漁協は、アカモク等の持続的な活用に取り組むとともに、カジメ等の未利用・低利用藻類やウニ等の食害生物の活用方法について検討する。また、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。

**5 漁獲物の高付加価値化及び 6 次産業化の推進**

漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランドである「海女もん」の販売拡大による海女の収入向上を図るため、海女自身による漁獲物の加工等の 6 次産業化を推進する。また、地元水産物の高付加価値化を推進する。

**6 地元水産物の消費拡大及び魚食普及**

漁業者及び漁協は、地元水産物の消費拡大を図るため、伊勢神宮への奉納、伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物のPRに取り組む。また、学校給食への地元水産物の活用を促進するとともに、生産者と生徒との交流会を実施するなど、魚食普及の推進に取り組む。

## 7 漁観連携の推進

漁業者及び漁協、志摩市は、地元民宿・旅館との異業種間連携による「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施、日本遺産「海女」ガイドの養成等、観光業と連携した取組を推進する。

## 8 漁業を担う人づくり・地域づくり

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化のため、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組むとともに、漁業体験授業の受け入れ等、地域活動や教育・啓発活動の促進及び外部視察や社会学習の積極的な受け入れを行う。また、障がい者の新たな就労の場づくりや、地域全体で漁業を支える仕組みづくりのため、漁船漁業の漁具整備やアオリ養殖及びカキ養殖の付着物除去等、福祉作業所への作業委託等の推進に取り組む。

## 9 水産関連施設の機能再編・整備

漁協は、三重外湾漁業協同組合安乗地方卸売市場、波切地方卸売市場、和具地方卸売市場を流通拠点とする地域内の地方卸売市場及び製氷施設等の水産関連施設の機能再編・整備について検討するとともに、共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。

## 10 漁業コスト削減の取組

漁業者は、操業コスト削減のため、船底清掃及び減速航行に努めるとともに、省力・省エネルギー等の導入等に取り組む。

### (3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

三重県漁業調整規則等の漁業関係法令

三重県伊勢湾口海域及び熊野灘海域における中型まき網漁業の資源管理計画

伊勢湾口・熊野灘海域における定置網漁業の資源管理計画

安乗地区における定置網漁業の資源管理計画

波切地区における定置網漁業の資源管理計画

和具地区地先海域における定置網漁業の資源管理計画

御座地区地先海域における定置網漁業の資源管理計画

和具地区地先海域における刺し網漁業（いせえび漁業）の資源管理計画

甲賀地区地先海域における刺し網漁業（いせえび漁業）の資源管理計画

志島地区地先海域における海女漁業（アワビ漁業）の資源管理計画  
英虞湾養殖漁場利用計画  
的矢湾養殖漁場利用計画

(4) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和2年度）基準年より漁業所得1.7%向上

|              |   |
|--------------|---|
| 漁業収入向上のための取組 | <p><b>1 効果的な種苗放流の推進</b></p> <p><b>(1) 種苗放流及び小型魚の再放流</b></p> <p>漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流及び小型魚の再放流に継続的に取り組む。</p> <p><b>(2) 放流効果を高める取組</b></p> <p>漁業者及び漁協は、県水産研究所が作成した「アワビ種苗放流マニュアル」の活用を徹底するとともに、漁業者自らがアワビ種苗の中間育成を行うことで、放流効果の向上に努める。また、県が設置したコンクリート板造成漁場におけるアワビ種苗放流試験に協力する。</p> <p>安乗地区において、漁業者及び漁協は、県や市と連携し、クルマエビの夜間放流に継続的に取り組む。</p> <p><b>2 資源管理型漁業の推進</b></p> <p><b>(1) 資源管理型漁業の推進</b></p> <p>漁業者及び漁協は、三重県資源管理指針に基づき策定した海女漁業、刺し網漁業、定置網漁業、中型まき網漁業の資源管理計画（漁獲物規制、操業区域規制、定期休漁等）を遵守するとともに、未策定地域での計画策定に取り組むほか、自主的な漁業種類間協議に基づく調整事項を遵守し、操業ルールの徹底を推進する。また、県水産研究所が実施する資源評価に対して協力する。</p> <p><b>(2) 自主的な漁業管理の推進</b></p> <p>和具地区のイセエビ刺し網漁業において、漁業者及び漁協は、網数制限や船の共同使用等による共同操業に継続的に取り組むとともに、他地区への取組の波及に努める。</p> <p><b>3 漁場環境の改善</b></p> <p><b>(1) 漁場造成・保全の推進</b></p> <p>漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成、築磯造成、魚礁設置、干潟保全等に積極的に協力するとともに、藻場再生のための食害生物の除</p> |
|--------------|---|

去や漁場清掃等に取り組み、漁場の環境改善を推進する。

#### **(2) ICT 技術を用いた藻場管理の推進**

漁業者及び漁協は、関係機関と連携し、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査について検討する。

#### **(3) 環境情報の共有による養殖被害軽減の推進**

漁業者及び漁協は、漁場環境の変化が生産に影響しやすい藻類・貝類養殖業について、県水産研究所等と連携して漁場環境情報の共有に努め、適切かつ迅速な対応による赤潮や高水温等による被害軽減に取り組む。

#### **(4) 漁場改善計画の遵守**

漁業者及び漁協は、持続的養殖生産確保法に基づき策定した漁場改善計画（適正養殖可能数量）を遵守するとともに、未参加地域の計画参加を推進する。

### **4 漁獲物の品質向上及び未利用・低利用資源の活用**

#### **(1) 未利用・低利用資源の活用**

漁業者及び漁協は、アカモク等の持続的な活用及び取組地区の拡大に取り組むとともに、カジメ等の未利用・低利用藻類の活用方法について検討する。

#### **(2) 駆除生物の有効利用**

漁業者及び漁協は、ウニ類やヒトデ等の駆除した食害生物の堆肥への有効利用について検討する。また、大王種苗センターの陸上水槽を活用して、駆除したウニ類を廃棄農産物で飼育するなど、駆除生物の商品化について検討する。

#### **(3) 藻類の異物除去の徹底**

漁業者及び漁協は、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。

### **5 漁獲物の高付加価値化及び 6 次産業化の推進**

#### **(1) 「海女もん」取組の推進**

漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランドである「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加することで、取組拡大を目指す。

#### **(2) 漁獲物の高付加価値化**

漁業者及び漁協は、市と食品メーカーが連携した地元水産物を活用した缶詰・レトルトパウチ等の商品化に協力する。

#### **(3) 共同加工施設の整備**

漁業者及び漁協は、6次産業化を推進するため、海女等が共同で海藻等を加工する共同加工施設の整備について検討する。

## 6 地元水産物の消費拡大及び漁食普及

### (1) 地元水産物の PR

漁業者及び漁協は、イセエビ、アワビをはじめとする地元水産物の消費拡大を図るため、伊勢神宮への奉納、伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物の PR に取り組む。また、解禁や旬の時期においては、情報発信を一層強化する。

### (2) 魚食普及の推進

漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するとともに、生産者と生徒との交流会を実施するなど、魚食普及の推進に取り組む。

## 7 漁観連携の推進

### (1) 観光業と連携した体験型漁業の推進

漁業者及び漁協、志摩市は、「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施等、観光業と連携した体験型漁業を推進する。

### (2) 日本遺産「海女」ガイドの養成

漁業者及び漁協は、海女の日本遺産認定を契機として、海女についてガイドができる人材の育成のため、講座開催等の日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。

## 8 漁業を担う人づくり・地域づくり

### (1) 研修・交流の推進

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成のため、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。

### (2) 啓発活動・視察の受け入れ

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化のため、漁業体験授業の受け入れ等、地域活動や教育・啓発活動を促進する。また、外部視察や社会学習の積極的な受け入れを行う。

### (3) 水福連携の推進

漁業者及び漁協は、障がい者の新たな就労の場づくりや、地域全体で漁業を支える仕組みづくりのため、漁船漁業の漁具整備やアオノリ養殖及びカキ養殖の付着物除去等、福祉作業所への作業委託等の推進に取り組む。

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p><b>9 水産関連施設の機能再編・整備</b></p> <p><b>(1) 地方卸売市場の機能再編・整備</b></p> <p>漁協は、三重外湾漁業協同組合安乗地方卸売市場、波切地方卸売市場、和具地方卸売市場を流通拠点とする地域内の地方卸売市場について、衛生管理型市場としての統合に向けて検討する。</p> <p><b>(2) 製氷施設の機能再編・整備</b></p> <p>漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討する。</p> <p><b>(3) 共同利用施設の整備</b></p> <p>漁業者及び漁協は、アオノリの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。</p>  |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p><b>10 漁業コスト削減の取組</b></p> <p><b>(1) 船底清掃・減速航行の推進</b></p> <p>漁業者は、定期的な船底清掃や減速航行に努め、燃油使用量の削減に取り組む。</p> <p><b>(2) 省力・省エネ機器等の導入</b></p> <p>漁業者は、効率的な操業に資する省力・省エネ機器等の導入に取り組む。</p> <p><b>(3) 漁業共済・セーフティネットへの加入促進</b></p> <p>漁協は、漁家経営の安定化を図るため、漁業共済への加入を促進する。また、燃油高騰による漁家経営の圧迫・悪化に備えるため、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</p>   |
| <p>活用する支援措置等</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業収入安定対策事業（国）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国）</li> <li>・水産業強化支援事業（国）</li> <li>・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（国）</li> <li>・漁港機能増進事業（国）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業（国）</li> <li>・水産多面的機能揮発対策事業（国）</li> <li>・食料産業・6次産業化交付金（国）</li> <li>・渚泊（農泊）推進対策</li> </ul> |



|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サミットのレガシーを活用した海女漁業活性化事業（県）</li> <li>・海女漁業の魅力向上事業（県）</li> <li>・栽培漁業推進事業（県・市）</li> <li>・県単沿岸漁場整備事業（県・市）</li> <li>・漁業共済赤潮特約事業（市）</li> <li>・漁場環境調査事業（市）</li> </ul> |
|--|--|

2年目（令和3年度）基準年より漁業所得3.5%向上

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>漁業収入向上のための取組</p> | <p><b>1 効果的な種苗放流の推進</b></p> <p><b>（1）種苗放流及び小型魚の再放流</b></p> <p>漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流及び小型魚の再放流に継続的に取り組む。</p> <p><b>（2）放流効果を高める取組</b></p> <p>漁業者及び漁協は、県水産研究所が作成した「アワビ種苗放流マニュアル」の活用を徹底するとともに、漁業者自らがアワビ種苗の中間育成を行うことで、放流効果の向上に努める。また、県が設置したコンクリート板造成漁場におけるアワビ種苗放流試験に協力する。</p> <p>安乗地区において、漁業者及び漁協は、県や市と連携し、クルマエビの夜間放流に継続的に取り組む。</p> <p><b>2 資源管理型漁業の推進</b></p> <p><b>（1）資源管理型漁業の推進</b></p> <p>漁業者及び漁協は、三重県資源管理指針に基づき策定した海女漁業、刺し網漁業、定置網漁業、中型まき網漁業の資源管理計画（漁獲物規制、操業区域規制、定期休漁等）を遵守するとともに、未策定地域での計画策定に取り組むほか、自主的な漁業種類間協議に基づく調整事項を遵守し、操業ルールの徹底を推進する。また、県水産研究所が実施する資源評価に対して協力する。</p> <p><b>（2）自主的な漁業管理の推進</b></p> <p>和具地区のイセエビ刺し網漁業において、漁業者及び漁協は、網数制限や船の共同使用等による共同操業に継続的に取り組むとともに、他地区への取組の波及に努める。</p> <p><b>3 漁場環境の改善</b></p> <p><b>（1）漁場造成・保全の推進</b></p> |
|---------------------|---|

漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成、築磯造成、魚礁設置、干潟保全等に積極的に協力するとともに、藻場再生のための食害生物の除去や漁場清掃等に取り組み、漁場の環境改善を推進する。

#### **(2) ICT 技術を用いた藻場管理の推進**

漁業者及び漁協は、関係機関と連携し、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査を実施する。

#### **(3) 環境情報の共有による養殖被害軽減の推進**

漁業者及び漁協は、漁場環境の変化が生産に影響しやすい藻類・貝類養殖業について、県水産研究所等と連携して漁場環境情報の共有に努め、適切かつ迅速な対応による赤潮や高水温等による被害軽減に取り組む。

#### **(4) 漁場改善計画の遵守**

漁業者及び漁協は、持続的養殖生産確保法に基づき策定した漁場改善計画（適正養殖可能数量）を遵守するとともに、未参加地域の計画参加を推進する。

### **4 漁獲物の品質向上及び未利用・低利用資源の活用**

#### **(1) 未利用・低利用資源の活用**

漁業者及び漁協は、アカモク等の持続的な活用及び取組地区の拡大に取り組むとともに、カジメ等の未利用・低利用藻類の活用方法について検討する。

#### **(2) 駆除生物の有効利用**

漁業者及び漁協は、ウニ類やヒトデ等の駆除した食害生物の堆肥への有効利用について検討する。また、大王種苗センターの陸上水槽を活用して、駆除したウニ類を廃棄農産物で飼育するなど、駆除生物の商品化について検討する。

#### **(3) 藻類の異物除去の徹底**

漁業者及び漁協は、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。

### **5 漁獲物の高付加価値化及び 6 次産業化の推進**

#### **(1) 「海女もん」取組の推進**

漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランドである「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加することで、取組拡大を目指す。

#### **(2) 漁獲物の高付加価値化**

漁業者及び漁協は、市と食品メーカーが連携した地元水産物を活用した

缶詰・レトルトパウチ等の商品化に協力する。

### (3) 共同加工施設の整備

漁業者及び漁協は、6次産業化を推進するため、海女等が共同で海藻等を加工する共同加工施設の整備について検討する。

## 6 地元水産物の消費拡大及び漁食普及

### (1) 地元水産物の PR

漁業者及び漁協は、イセエビ、アワビをはじめとする地元水産物の消費拡大を図るため、伊勢神宮への奉納、伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物の PR に取り組む。また、解禁や旬の時期においては、情報発信を一層強化する。

### (2) 魚食普及の推進

漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するとともに、生産者と生徒との交流会を実施するなど、魚食普及の推進に取り組む。

## 7 漁観連携の推進

### (1) 観光業と連携した体験型漁業の推進

漁業者及び漁協、志摩市は、「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施等、観光業と連携した体験型漁業を推進する。

### (2) 日本遺産「海女」ガイドの養成

漁業者及び漁協は、海女の日本遺産認定を契機として、海女についてガイドができる人材の育成のため、講座開催等の日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。

## 8 漁業を担う人づくり・地域づくり

### (1) 研修・交流の推進

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成のため、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。

### (2) 啓発活動・視察の受け入れ

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化のため、漁業体験授業の受け入れ等、地域活動や教育・啓発活動を促進する。また、外部視察や社会学習の積極的な受け入れを行う。

### (3) 水福連携の推進

漁業者及び漁協は、障がい者の新たな就労の場づくりや、地域全体で漁

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p>業を支える仕組みづくりのため、漁船漁業の漁具整備やアオノリ養殖及びカキ養殖の付着物除去等、福祉作業所への作業委託等の推進に取り組む。</p> <p><b>9 水産関連施設の機能再編・整備</b></p> <p><b>(1) 地方卸売市場の機能再編・整備</b></p> <p>漁協は、三重外湾漁業協同組合安乗地方卸売市場、波切地方卸売市場、和具地方卸売市場を流通拠点とする地域内の地方卸売市場について、衛生管理型市場としての統合に向けて検討する。</p> <p><b>(2) 製氷施設の機能再編・整備</b></p> <p>漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討する。</p> <p><b>(3) 共同利用施設の整備</b></p> <p>漁業者及び漁協は、アオノリの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。</p> |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p><b>10 漁業コスト削減の取組</b></p> <p><b>(1) 船底清掃・減速航行の推進</b></p> <p>漁業者は、定期的な船底清掃や減速航行に努め、燃油使用量の削減に取り組む。</p> <p><b>(2) 省力・省エネ機器等の導入</b></p> <p>漁業者は、効率的な操業に資する省力・省エネ機器等の導入に取り組む。</p> <p><b>(3) 漁業共済・セーフティネットへの加入促進</b></p> <p>漁協は、漁家経営の安定化を図るため、漁業共済への加入を促進する。また、燃油高騰による漁家経営の圧迫・悪化に備えるため、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</p>  |
| <p>活用する支援措置等</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業収入安定対策事業（国）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国）</li> <li>・水産業強化支援事業（国）</li> <li>・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（国）</li> <li>・漁港機能増進事業（国）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業（国）</li> <li>・水産多面的機能揮発対策事業（国）</li> </ul>                |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料産業・6次産業化交付金（国）</li> <li>・渚泊（農泊）推進対策</li> <li>・サミットのレガシーを活用した海女漁業活性化事業（県）</li> <li>・海女漁業の魅力向上事業（県）</li> <li>・栽培漁業推進事業（県・市）</li> <li>・県単沿岸漁場整備事業（県・市）</li> <li>・漁業共済赤潮特約事業（市）</li> <li>・漁場環境調査事業（市）</li> </ul> |
|--|--|

3年目（令和4年度）基準年より漁業所得5.6%向上

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>漁業収入向上のための取組</p> | <p><b>1 効果的な種苗放流の推進</b></p> <p><b>（1）種苗放流及び小型魚の再放流</b></p> <p>漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流及び小型魚の再放流に継続的に取り組む。</p> <p><b>（2）放流効果を高める取組</b></p> <p>漁業者及び漁協は、県水産研究所が作成した「アワビ種苗放流マニュアル」の活用を徹底するとともに、漁業者自らがアワビ種苗の中間育成を行うことで、放流効果の向上に努める。また、県が設置したコンクリート板造成漁場におけるアワビ種苗放流試験に協力する。</p> <p>安乗地区において、漁業者及び漁協は、県や市と連携し、クルマエビの夜間放流に継続的に取り組む。</p> <p><b>2 資源管理型漁業の推進</b></p> <p><b>（1）資源管理型漁業の推進</b></p> <p>漁業者及び漁協は、三重県資源管理指針に基づき策定した海女漁業、刺し網漁業、定置網漁業、中型まき網漁業の資源管理計画（漁獲物規制、操業区域規制、定期休漁等）を遵守するとともに、未策定地域での計画策定に取り組むほか、自主的な漁業種類間協議に基づく調整事項を遵守し、操業ルールの徹底を推進する。また、県水産研究所が実施する資源評価に対して協力する。</p> <p><b>（2）自主的な漁業管理の推進</b></p> <p>和具地区のイセエビ刺し網漁業において、漁業者及び漁協は、網数制限や船の共同使用等による共同操業に継続的に取り組むとともに、他地区への取組の波及に努める。</p> |
|---------------------|---|

### 3 漁場環境の改善

#### (1) 漁場造成・保全の推進

漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成、築磯造成、魚礁設置、干潟保全等に積極的に協力するとともに、藻場再生のための食害生物の除去や漁場清掃等に取り組み、漁場の環境改善を推進する。

#### (2) ICT 技術を用いた藻場管理の推進

漁業者及び漁協は、関係機関と連携し、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査を実施するとともに、調査結果を活用した採藻の漁業管理を推進する。

#### (3) 環境情報の共有による養殖被害軽減の推進

漁業者及び漁協は、漁場環境の変化が生産に影響しやすい藻類・貝類養殖業について、県水産研究所等と連携して漁場環境情報の共有に努め、適切かつ迅速な対応による赤潮や高水温等による被害軽減に取り組む。

#### (4) 漁場改善計画の遵守

漁業者及び漁協は、持続的養殖生産確保法に基づき策定した漁場改善計画（適正養殖可能数量）を遵守するとともに、未参加地域の計画参加を推進する。

### 4 漁獲物の品質向上及び未利用・低利用資源の活用

#### (1) 未利用・低利用資源の活用

漁業者及び漁協は、アカモク等の持続的な活用及び取組地区の拡大に取り組むとともに、カジメ等の未利用・低利用藻類の活用方法について検討する。

#### (2) 駆除生物の有効利用

漁業者及び漁協は、ウニ類やヒトデ等の駆除した食害生物の堆肥への有効利用に取り組む。また、大王種苗センターの陸上水槽を活用して、駆除したウニ類を廃棄農産物で飼育して、駆除生物の商品化に取り組む。

#### (3) 藻類の異物除去の徹底

漁業者及び漁協は、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。

### 5 漁獲物の高付加価値化及び 6 次産業化の推進

#### (1) 「海女もん」取組の推進

漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランドである「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加することで、取組拡大を目指す。

## **(2) 漁獲物の高付加価値化**

漁業者及び漁協は、市と食品メーカーが連携した地元水産物を活用した缶詰・レトルトパウチ等の商品化に協力する。

## **(3) 共同加工施設の整備**

漁業者及び漁協は、6次産業化を推進するため、海女等が共同で海藻等を加工する共同加工施設の整備について検討する。

## **6 地元水産物の消費拡大及び漁食普及**

### **(1) 地元水産物の PR**

漁業者及び漁協は、イセエビ、アワビをはじめとする地元水産物の消費拡大を図るため、伊勢神宮への奉納、伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物の PR に取り組む。また、解禁や旬の時期においては、情報発信を一層強化する。

### **(2) 魚食普及の推進**

漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するとともに、生産者と生徒との交流会を実施するなど、魚食普及の推進に取り組む。

## **7 漁観連携の推進**

### **(1) 観光業と連携した体験型漁業の推進**

漁業者及び漁協、志摩市は、「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施等、観光業と連携した体験型漁業を推進する。

### **(2) 日本遺産「海女」ガイドの養成**

漁業者及び漁協は、海女の日本遺産認定を契機として、海女についてガイドができる人材の育成のため、講座開催等の日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。

## **8 漁業を担う人づくり・地域づくり**

### **(1) 研修・交流の推進**

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成のため、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。

### **(2) 啓発活動・視察の受け入れ**

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化のため、漁業体験授業の受け入れ等、地域活動や教育・啓発活動を促進する。また、外部視察や社会学習の積極的な受け入れを行う。

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p><b>(3) 水福連携の推進</b></p> <p>漁業者及び漁協は、障がい者の新たな就労の場づくりや、地域全体で漁業を支える仕組みづくりのため、漁船漁業の漁具整備やアオノリ養殖及びカキ養殖の付着物除去等、福祉作業所への作業委託等の推進に取り組む。</p> <p><b>9 水産関連施設の機能再編・整備</b></p> <p><b>(1) 地方卸売市場の機能再編・整備</b></p> <p>漁協は、三重外湾漁業協同組合安乗地方卸売市場、波切地方卸売市場、和具地方卸売市場を流通拠点とする地域内の地方卸売市場について、衛生管理型市場としての統合に向けて検討する。</p> <p><b>(2) 製氷施設の機能再編・整備</b></p> <p>漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討する。</p> <p><b>(3) 共同利用施設の整備</b></p> <p>漁業者及び漁協は、アオノリの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。</p> |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p><b>10 漁業コスト削減の取組</b></p> <p><b>(1) 船底清掃・減速航行の推進</b></p> <p>漁業者は、定期的な船底清掃や減速航行に努め、燃油使用量の削減に取り組む。</p> <p><b>(2) 省力・省エネ機器等の導入</b></p> <p>漁業者は、効率的な操業に資する省力・省エネ機器等の導入に取り組む。</p> <p><b>(3) 漁業共済・セーフティネットへの加入促進</b></p> <p>漁協は、漁家経営の安定化を図るため、漁業共済への加入を促進する。また、燃油高騰による漁家経営の圧迫・悪化に備えるため、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</p>  |
| <p>活用する支援措置等</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業収入安定対策事業（国）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国）</li> <li>・水産業強化支援事業（国）</li> <li>・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（国）</li> <li>・漁港機能増進事業（国）</li> </ul>   |



|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業人材育成総合支援事業（国）</li> <li>・水産多面的機能揮発対策事業（国）</li> <li>・食料産業・6次産業化交付金（国）</li> <li>・渚泊（農泊）推進対策</li> <li>・サミットのレガシーを活用した海女漁業活性化事業（県）</li> <li>・海女漁業の魅力向上事業（県）</li> <li>・栽培漁業推進事業（県・市）</li> <li>・県単沿岸漁場整備事業（県・市）</li> <li>・漁業共済赤潮特約事業（市）</li> <li>・漁場環境調査事業（市）</li> </ul> |
|--|---|

4年目（令和5年度）基準年より漁業所得7.9%向上

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>漁業収入向上のための取組</p> | <p><b>1 効果的な種苗放流の推進</b></p> <p><b>（1）種苗放流及び小型魚の再放流</b></p> <p>漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流及び小型魚の再放流に継続的に取り組む。</p> <p><b>（2）放流効果を高める取組</b></p> <p>漁業者及び漁協は、県水産研究所が作成した「アワビ種苗放流マニュアル」の活用を徹底するとともに、漁業者自らがアワビ種苗の中間育成を行うことで、放流効果の向上に努める。また、県が設置したコンクリート板造成漁場におけるアワビ種苗放流試験に協力する。</p> <p>安乗地区において、漁業者及び漁協は、県や市と連携し、クルマエビの夜間放流に継続的に取り組む。</p> <p><b>2 資源管理型漁業の推進</b></p> <p><b>（1）資源管理型漁業の推進</b></p> <p>漁業者及び漁協は、三重県資源管理指針に基づき策定した海女漁業、刺し網漁業、定置網漁業、中型まき網漁業の資源管理計画（漁獲物規制、操業区域規制、定期休漁等）を遵守するとともに、未策定地域での計画策定に取り組むほか、自主的な漁業種類間協議に基づく調整事項を遵守し、操業ルールの徹底を推進する。また、県水産研究所が実施する資源評価に対して協力する。</p> <p><b>（2）自主的な漁業管理の推進</b></p> <p>和具地区のイセエビ刺し網漁業において、漁業者及び漁協は、網数制限</p> |
|---------------------|---|

や船の共同使用等による共同操業に継続的に取り組むとともに、他地区への取組の波及に努める。

### 3 漁場環境の改善

#### (1) 漁場造成・保全の推進

漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成、築磯造成、魚礁設置、干潟保全等に積極的に協力するとともに、藻場再生のための食害生物の除去や漁場清掃等に取り組み、漁場の環境改善を推進する。

#### (2) ICT 技術を用いた藻場管理の推進

漁業者及び漁協は、関係機関と連携し、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査を実施するとともに、調査結果を活用した採藻の漁業管理を推進する。

#### (3) 環境情報の共有による養殖被害軽減の推進

漁業者及び漁協は、漁場環境の変化が生産に影響しやすい藻類・貝類養殖業について、県水産研究所等と連携して漁場環境情報の共有に努め、適切かつ迅速な対応による赤潮や高水温等による被害軽減に取り組む。

#### (4) 漁場改善計画の遵守

漁業者及び漁協は、持続的養殖生産確保法に基づき策定した漁場改善計画（適正養殖可能数量）を遵守するとともに、未参加地域の計画参加を推進する。

### 4 漁獲物の品質向上及び未利用・低利用資源の活用

#### (1) 未利用・低利用資源の活用

漁業者及び漁協は、アカモク等の持続的な活用及び取組地区の拡大に取り組むとともに、カジメ等の未利用・低利用藻類の活用方法について検討する。

#### (2) 駆除生物の有効利用

漁業者及び漁協は、ウニ類やヒトデ等の駆除した食害生物の堆肥への有効利用に取り組む。また、大王種苗センターの陸上水槽を活用して、駆除したウニ類を廃棄農産物で飼育して、駆除生物の商品化に取り組む。

#### (3) 藻類の異物除去の徹底

漁業者及び漁協は、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。

### 5 漁獲物の高付加価値化及び 6 次産業化の推進

#### (1) 「海女もん」取組の推進

漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランドである「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加することで、取組拡大を目指す。

### **(2) 漁獲物の高付加価値化**

漁業者及び漁協は、市と食品メーカーが連携した地元水産物を活用した缶詰・レトルトパウチ等の商品化に協力する。

### **(3) 共同加工施設の整備**

漁業者及び漁協は、6次産業化を推進するため、海女等が共同で海藻等を加工する共同加工施設の整備について検討する。

## **6 地元水産物の消費拡大及び漁食普及**

### **(1) 地元水産物の PR**

漁業者及び漁協は、イセエビ、アワビをはじめとする地元水産物の消費拡大を図るため、伊勢神宮への奉納、伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物の PR に取り組む。また、解禁や旬の時期においては、情報発信を一層強化する。

### **(2) 魚食普及の推進**

漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するとともに、生産者と生徒との交流会を実施するなど、魚食普及の推進に取り組む。

## **7 漁観連携の推進**

### **(1) 観光業と連携した体験型漁業の推進**

漁業者及び漁協、志摩市は、「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施等、観光業と連携した体験型漁業を推進する。

### **(2) 日本遺産「海女」ガイドの養成**

漁業者及び漁協は、海女の日本遺産認定を契機として、海女についてガイドができる人材の育成のため、講座開催等の日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。

## **8 漁業を担う人づくり・地域づくり**

### **(1) 研修・交流の推進**

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成のため、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。

### **(2) 啓発活動・視察の受け入れ**

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化のため、漁業体験授業の受け入れ等、地域活動や教育・啓発活動を促進する。また、外部視察や社会学習の積極的な受け入れを行う。</p> <p><b>(3) 水福連携の推進</b></p> <p>漁業者及び漁協は、障がい者の新たな就労の場づくりや、地域全体で漁業を支える仕組みづくりのため、漁船漁業の漁具整備やアオノリ養殖及びカキ養殖の付着物除去等、福祉作業所への作業委託等の推進に取り組む。</p> <p><b>9 水産関連施設の機能再編・整備</b></p> <p><b>(1) 地方卸売市場の機能再編・整備</b></p> <p>漁協は、三重外湾漁業協同組合安乗地方卸売市場、波切地方卸売市場、和具地方卸売市場を流通拠点とする地域内の地方卸売市場について、衛生管理型市場としての統合に向けて検討するとともに、地元調整及び協議を行う。</p> <p><b>(2) 製氷施設の機能再編・整備</b></p> <p>漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討するとともに、地元調整及び協議を行う。</p> <p><b>(3) 共同利用施設の整備</b></p> <p>漁業者及び漁協は、アオノリの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討するとともに、地元調整及び協議を行う。</p> |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p><b>10 漁業コスト削減の取組</b></p> <p><b>(1) 船底清掃・減速航行の推進</b></p> <p>漁業者は、定期的な船底清掃や減速航行に努め、燃油使用量の削減に取り組む。</p> <p><b>(2) 省力・省エネ機器等の導入</b></p> <p>漁業者は、効率的な操業に資する省力・省エネ機器等の導入に取り組む。</p> <p><b>(3) 漁業共済・セーフティネットへの加入促進</b></p> <p>漁協は、漁家経営の安定化を図るため、漁業共済への加入を促進する。また、燃油高騰による漁家経営の圧迫・悪化に備えるため、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</p>   |
| <p>活用する支援措置等</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業収入安定対策事業（国）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国）</li> <li>・水産業強化支援事業（国）</li> <li>・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）</li> </ul>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（国）</li> <li>・漁港機能増進事業（国）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業（国）</li> <li>・水産多面的機能揮発対策事業（国）</li> <li>・食料産業・6次産業化交付金（国）</li> <li>・渚泊（農泊）推進対策</li> <li>・サミットのレガシーを活用した海女漁業活性化事業（県）</li> <li>・海女漁業の魅力向上事業（県）</li> <li>・栽培漁業推進事業（県・市）</li> <li>・県単沿岸漁場整備事業（県・市）</li> <li>・漁業共済赤潮特約事業（市）</li> <li>・漁場環境調査事業（市）</li> </ul> |
|--|--|

5年目（令和6年度）基準年より漁業所得 10.2%向上

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>漁業収入向上の<br/>ための取組</p> | <p><b>1 効果的な種苗放流の推進</b></p> <p><b>（1）種苗放流及び小型魚の再放流</b></p> <p>漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流及び小型魚の再放流に継続的に取り組む。</p> <p><b>（2）放流効果を高める取組</b></p> <p>漁業者及び漁協は、県水産研究所が作成した「アワビ種苗放流マニュアル」の活用を徹底するとともに、漁業者自らがアワビ種苗の中間育成を行うことで、放流効果の向上に努める。また、県が設置したコンクリート板造成漁場におけるアワビ種苗放流試験に協力する。</p> <p>安乗地区において、漁業者及び漁協は、県や市と連携し、クルマエビの夜間放流に継続的に取り組む。</p> <p><b>2 資源管理型漁業の推進</b></p> <p><b>（1）資源管理型漁業の推進</b></p> <p>漁業者及び漁協は、三重県資源管理指針に基づき策定した海女漁業、刺し網漁業、定置網漁業、中型まき網漁業の資源管理計画（漁獲物規制、操業区域規制、定期休漁等）を遵守するとともに、未策定地域での計画策定に取り組むほか、自主的な漁業種類間協議に基づく調整事項を遵守し、操業ルールの徹底を推進する。また、県水産研究所が実施する資源評価に対</p> |
|--------------------------|---|

して協力する。

## **(2) 自主的な漁業管理の推進**

和具地区のイセエビ刺し網漁業において、漁業者及び漁協は、網数制限や船の共同使用等による共同操業に継続的に取り組むとともに、他地区への取組の波及に努める。

## **3 漁場環境の改善**

### **(1) 漁場造成・保全の推進**

漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成、築磯造成、魚礁設置、干潟保全等に積極的に協力するとともに、藻場再生のための食害生物の除去や漁場清掃等に取り組み、漁場の環境改善を推進する。

### **(2) ICT 技術を用いた藻場管理の推進**

漁業者及び漁協は、関係機関と連携し、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査を実施するとともに、調査結果を活用した採藻の漁業管理を推進する。

### **(3) 環境情報の共有による養殖被害軽減の推進**

漁業者及び漁協は、漁場環境の変化が生産に影響しやすい藻類・貝類養殖業について、県水産研究所等と連携して漁場環境情報の共有に努め、適切かつ迅速な対応による赤潮や高水温等による被害軽減に取り組む。

### **(4) 漁場改善計画の遵守**

漁業者及び漁協は、持続的養殖生産確保法に基づき策定した漁場改善計画（適正養殖可能数量）を遵守するとともに、未参加地域の計画参加を推進する。

## **4 漁獲物の品質向上及び未利用・低利用資源の活用**

### **(1) 未利用・低利用資源の活用**

漁業者及び漁協は、アカモク等の持続的な活用及び取組地区の拡大に取り組むとともに、カジメ等の未利用・低利用藻類の活用方法について検討する。

### **(2) 駆除生物の有効利用**

漁業者及び漁協は、ウニ類やヒトデ等の駆除した食害生物の堆肥への有効利用に取り組む。また、大王種苗センターの陸上水槽を活用して、駆除したウニ類を廃棄農産物で飼育して、駆除生物の商品化に取り組む。

### **(3) 藻類の異物除去の徹底**

漁業者及び漁協は、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。

## 5 漁獲物の高付加価値化及び6次産業化の推進

### (1) 「海女もん」取組の推進

漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランドである「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加することで、取組拡大を目指す。

### (2) 漁獲物の高付加価値化

漁業者及び漁協は、市と食品メーカーが連携した地元水産物を活用した缶詰・レトルトパウチ等の商品化に協力する。

### (3) 共同加工施設の整備

漁業者及び漁協は、6次産業化を推進するため、海女等が共同で海藻等を加工する共同加工施設の整備について検討する。

## 6 地元水産物の消費拡大及び漁食普及

### (1) 地元水産物のPR

漁業者及び漁協は、イセエビ、アワビをはじめとする地元水産物の消費拡大を図るため、伊勢神宮への奉納、伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物のPRに取り組む。また、解禁や旬の時期においては、情報発信を一層強化する。

### (2) 魚食普及の推進

漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するとともに、生産者と生徒との交流会を実施するなど、魚食普及の推進に取り組む。

## 7 漁観連携の推進

### (1) 観光業と連携した体験型漁業の推進

漁業者及び漁協、志摩市は、「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施等、観光業と連携した体験型漁業を推進する。

### (2) 日本遺産「海女」ガイドの養成

漁業者及び漁協は、海女の日本遺産認定を契機として、海女についてガイドができる人材の育成のため、講座開催等の日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。

## 8 漁業を担う人づくり・地域づくり

### (1) 研修・交流の推進

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p>漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成のため、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。</p> <p><b>(2) 啓発活動・視察の受け入れ</b></p> <p>漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化のため、漁業体験授業の受け入れ等、地域活動や教育・啓発活動を促進する。また、外部視察や社会学習の積極的な受け入れを行う。</p> <p><b>(3) 水福連携の推進</b></p> <p>漁業者及び漁協は、障がい者の新たな就労の場づくりや、地域全体で漁業を支える仕組みづくりのため、漁船漁業の漁具整備やアオノリ養殖及びカキ養殖の付着物除去等、福祉作業所への作業委託等の推進に取り組む。</p> <p><b>9 水産関連施設の機能再編・整備</b></p> <p><b>(1) 地方卸売市場の機能再編・整備</b></p> <p>漁協は、三重外湾漁業協同組合安乗地方卸売市場、波切地方卸売市場、和具地方卸売市場を流通拠点とする地域内の地方卸売市場について、衛生管理型市場としての統合に向けて検討するとともに、地元調整及び協議を行う。</p> <p><b>(2) 製氷施設の機能再編・整備</b></p> <p>漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討するとともに、地元調整及び協議を行う。</p> <p><b>(3) 共同利用施設の整備</b></p> <p>漁業者及び漁協は、アオノリの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討するとともに、地元調整及び協議を行う。</p> |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p><b>10 漁業コスト削減の取組</b></p> <p><b>(1) 船底清掃・減速航行の推進</b></p> <p>漁業者は、定期的な船底清掃や減速航行に努め、燃油使用量の削減に取り組む。</p> <p><b>(2) 省力・省エネ機器等の導入</b></p> <p>漁業者は、効率的な操業に資する省力・省エネ機器等の導入に取り組む。</p> <p><b>(3) 漁業共済・セーフティネットへの加入促進</b></p> <p>漁協は、漁家経営の安定化を図るため、漁業共済への加入を促進する。また、燃油高騰による漁家経営の圧迫・悪化に備えるため、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</p>  |
| <p>活用する支援措置等</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業収入安定対策事業（国）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国）</li> </ul>   |



|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業強化支援事業（国）</li> <li>・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（国）</li> <li>・漁港機能増進事業（国）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業（国）</li> <li>・水産多面的機能揮発対策事業（国）</li> <li>・食料産業・6次産業化交付金（国）</li> <li>・渚泊（農泊）推進対策</li> <li>・サミットのレガシーを活用した海女漁業活性化事業（県）</li> <li>・海女漁業の魅力向上事業（県）</li> <li>・栽培漁業推進事業（県・市）</li> <li>・県単沿岸漁場整備事業（県・市）</li> <li>・漁業共済赤潮特約事業（市）</li> <li>・漁場環境調査事業（市）</li> </ul> |
|--|---|

(5) 関係機関との連携

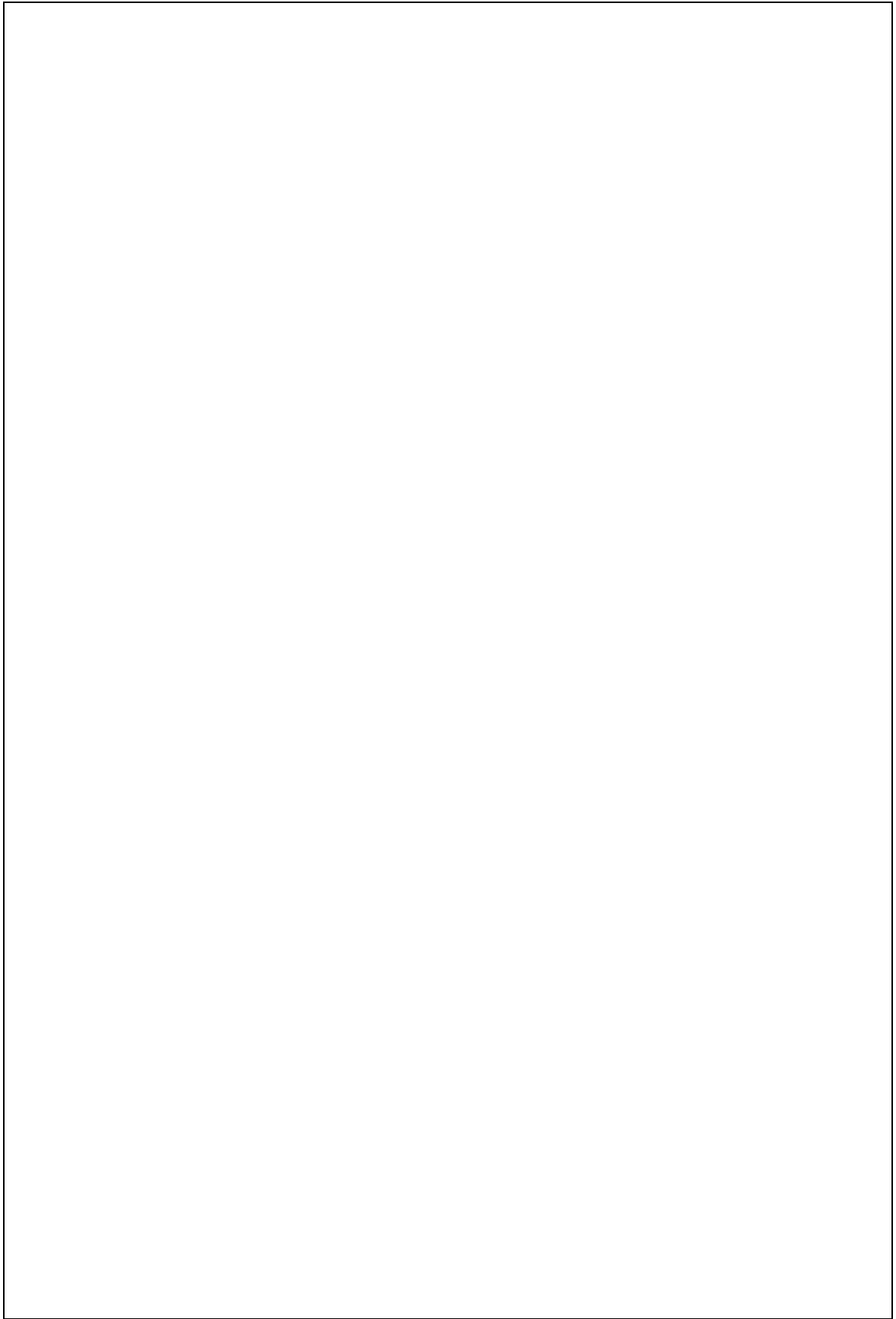
取組の効果が十分発現されるよう、行政（三重県、志摩市）、系統団体（三重県漁連、三重外湾漁業協同組合）、関係団体（海女振興協議会、志摩市観光協会等）との連携を強化するとともに、国の事業を積極的に活用する。

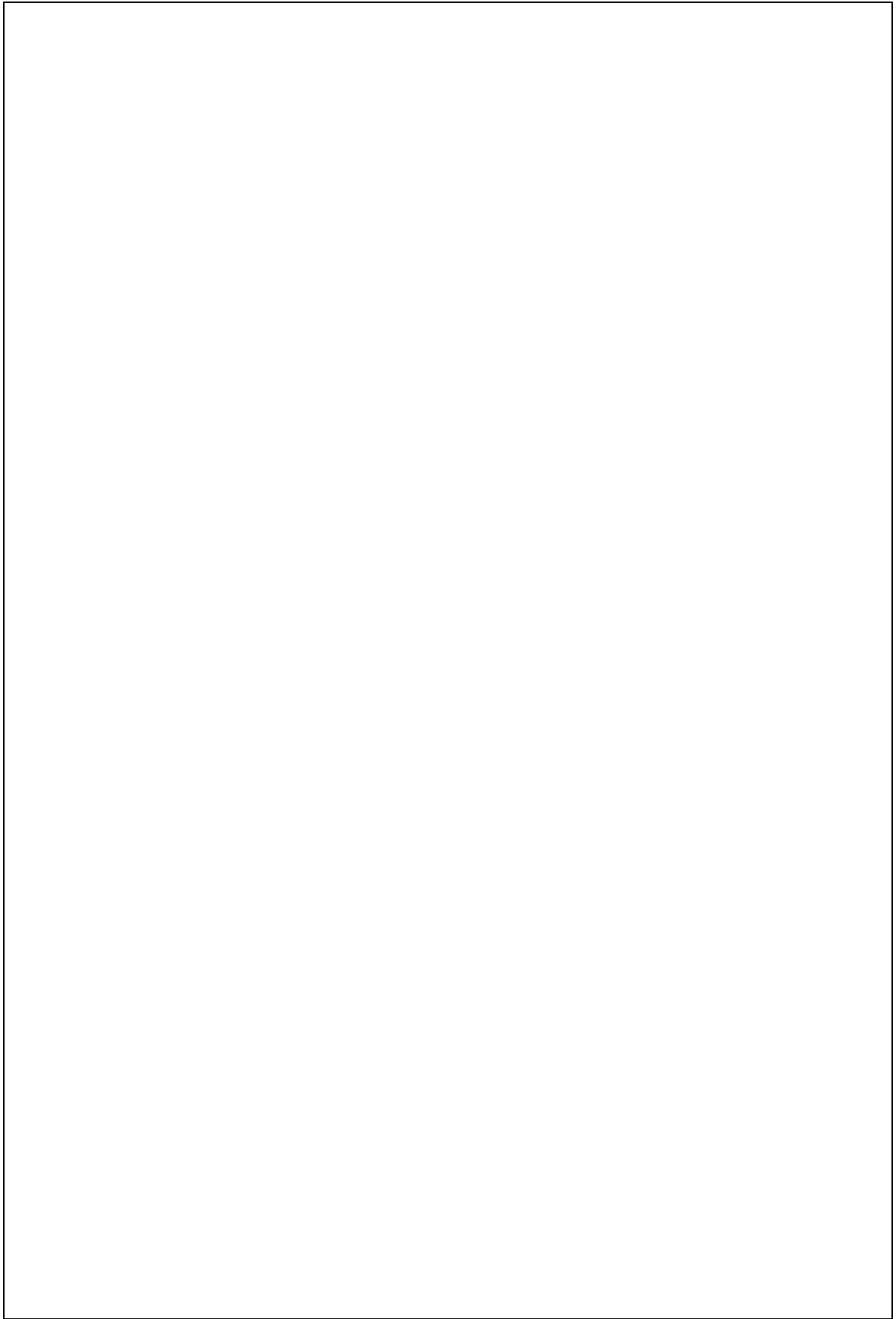
4 目標

(1) 所得目標

|                 |     |  |
|-----------------|-----|--|
| 漁業所得の向上 10.2%以上 | 基準年 |  |
|                 | 目標年 |  |

(2) 上記の算出方法及びその妥当性





|  |
|--|
|  |
|--|

(3) 所得目標以外の成果目標

|                       |     |  |
|-----------------------|-----|--|
| 漁業体験型ツアーの参加人数増加 10%以上 | 基準年 |  |
|                       | 目標年 |  |

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

|                                    |
|------------------------------------|
| 1. 基準年<br>(1) 海女小屋体験施設「さとうみ庵」の利用人数 |
|------------------------------------|

|                   |
|-------------------|
| (3) 海女漁体験ツアーの参加人数 |
|-------------------|

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

| 事業名                   | 事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性                     |
|-----------------------|--|
| 漁業収入安定対策事業（国）         | 漁業共済・積立ぷらすを活用して資源管理及び漁場改善の取組を支援          |
| 漁業経営セーフティネット構築事業（国）   | 燃油高騰による漁業経営の圧迫・悪化の緩和に活用                  |
| 浜の活力再生プラン推進等支援事業（国）   | 漁村女性による意欲的な実践活動等に活用                      |
| 水産業強化支援事業（国）          | 共同利用施設等の整備に活用                            |
| 水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）   | 収益性向上と適切な資源管理の両立のための漁船・漁具等のリース方式による導入に活用 |
| 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） | 中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入に活用                 |
| 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）  | 省力化・省コスト化に資する漁業用機器等導入に活用                 |
| 水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）   | 漁港・水産関係施設の機能再編に必要となる施設整備に活用              |
| 水産業競争力強化金融支援事業（国）     | 漁業用機器等を導入する場合の融資支援に活用                    |
| 漁港機能増進事業（国）           | 漁港の施設整備や就労環境の改善に活用                       |

|                            |                                 |
|----------------------------|---------------------------------|
| 漁業人材育成総合支援事業<br>(国)        | 新規就業者の確保・育成に活用                  |
| 水産多面的機能発揮対策事業<br>(国)       | 藻場・干潟の造成及び保全や漁業者による教育・学習等の取組に活用 |
| 食料産業・6次産業化交付金<br>(国)       | 新商品開発・販路開拓等の6次産業化への取組に活用        |
| 渚泊（農泊）推進対策（国）              | 漁観連携に係る取組に活用                    |
| サミットのレガシーを活用した海女漁業活性化事業（県） | 海女漁業に関する栽培漁業推進の取組に活用            |
| 海女漁業の魅力向上事業（県）             | 「海女もん」商品の品質向上に係る取組に活用           |
| 栽培漁業推進事業（県・市）              | 栽培漁業に係る種苗入手に活用                  |
| 県単沿岸漁場整備事業（県・市）            | 藻場・魚礁等の整備に活用                    |
| 漁業共済赤潮特約事業（市）              | 養殖共済の赤潮特約の付帯を支援                 |
| 漁場環境調査事業（市）                | 漁場環境の把握に活用                      |